

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	歸山 正美
登録番号又は法人番号	1 7 1 2 0 4 8 7
所属する単位会	栃木県行政書士会
事務所名称	歸山正美行政書士事務所
事務所所在地	宇都宮市上戸祭町 520 番地 8 (株都市開発コンサルタント内)
処分年月日	令和 3 年 1 1 月 2 5 日
処分内容 (種類)	訓告
上記処分をした理由	<p> 本会役員による業務の調査において事件簿を確認したところ、未記載の業務が多数あり、記載されている業務においても記載しなければならない事項のうち、受けた報酬の額および依頼者の住所を記入していなかった。また、使用した職務上請求書の払出番号を事件簿に記載していないものも多数あった。さらに領収書の交付、副本の保存も怠っていた。 </p> <p> 相続に関する業務の多くは職務上請求書の使用も含め補助者任せであり、その業務内容を把握していないなど、補助者に対する指導・教育・監督を怠っていた。補助者は行政書士の指揮命令のもと業務を補助する者であり、使用責任の欠如は許されるものではない。 </p> <p> よって前項の処分とした。 </p> <p> なお、今回の訓告の処分により、日行連職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第 3 5 条の規定に該当するため、処分の日から 1 年、職務上請求書の購入及び使用を禁止する。 </p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 9 条 (帳簿の備付及び保存) 同 第 10 条 (行政書士の責務) 行政書士法施行規則第 10 条 (領収証) 日行連職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第 12 条 (帳簿への記録) 栃木県行政書士会会則第 58 条 (責務) 同 第 63 条 (補助者の使用責任)